# 実務経歴書・実務経歴証明書に対する多い不備内容

実務経歴書が以下の内容に該当していないか**必ず確認してください**。
該当する場合は、修正してください。受験資格が付与されない場合があります。

**実務経歴証明書**

**①証明者及び担当者が適切に入力されていない**

確認が取れない証明者及び担当者を入力している場合、勤務先に応じた適切な証明者となっていない場合受験申込者本人を証明者又は担当者としている場合は、受験資格が付与されません。

**実務経歴書**

**②古い物件順に入力されている**

実務経歴書の（１）～（８）は、古い物件順ではなく、新しい物件順に入力してください。

**③用途、構造、階数、延べ面積が適切に入力されていない**

延べ面積が１㎡、構造、階数が未記入の物件は、建築実務として認められません。設計、積算、工事監理、施工管理、営繕業務、具体の建築物に係る技術開発業務等の建築物を直接扱う業務では必ず入力してください。（不明な場合は建築実務として認められません。）

**④記述が単語のみ、単語の羅列になっている**

記述は、単語のみ又は単語の羅列ではなく、わかりやすく説明した文章としてください。
「何の建築物の何の工事種別において何の工事の何を担当した」かを明確にしてください。

**⑤（８）以外にまとめ書きをしている**

（１）～（７）の欄にはまとめ書きできません。（１件当たりの建築実務の期間が１か月以内を除く。）

**⑥（８）にまとめ書きする場合に、適切に期間、件数が入力されていない**

（８）にまとめ書きする場合は、（１）～（７）までの期間・件数を除いて入力してください。

**⑦リフォーム、リノベーション等の改修工事について、対象と作業内容が明示されていない**

「リフォームを行った」「リノベーションを行った」のみでは、どのような業務か不明確なので建築実務として認められるか判断できません。改修した具体的な工事の部分・内容を明確してください。

**⑧施工管理の場合、「施工管理」の記述が「工事監理」、「指導監督」となっている**

「工事監理」、「指導監督」は「建築士事務所」の業務となりますので、適切に「施工管理」と入力してください。

**⑨業務内容が明示されていない（設計業務の例）**

「設計業務を行った」のみでは、実務の内容が不明瞭ですので、建築実務として認められるか判断できません。基本設計、実施設計を行ったのか、どのような図面を作成したのかを明確にしてください。

**⑩「検査の立会い」「客先説明」「取付け作業」等の内容が入力されている**

立会い、説明、単純な取付け作業等は、建築実務として認められません。入力している場合は、入力を削除し建築実務の割合を減らしてください。「エアコン設置工事や配管、配線等の建築設備の工事を伴わないバス、トイレ、キッチン等の住宅設備の付け替え」等は単純な付替え作業に当たります。

**⑪ダム、トンネル、橋等の土木工作物に対する実務経験が入力されている**

土木工作物に対する実務は、建築実務として認められません。
ただし、「ダムの管理棟」「トンネルの管理室、設備室」等については、部分的に建築実務として認められますので、対象部分がわかるようしたうえで、建築実務の割合を考慮し、入力してください。

**⑫工場、浄水場、発電所、熱供給施設等の事業用に係る部分（生産設備等）が入力されている**

生産設備等の事業用の部分は、建築実務として認められません。
ただし、生産設備等の事業用の部分以外の「浄水場の管理棟」「発電所の建屋部分」等は、建築実務として認められますので、建築実務の割合を考慮したうえで、対象部分がわかるように入力してください。

**⑬実務経験とならない要件が入力されている**

実務を行った時期によっては、建築実務として認められないものがありますので「実務経験に該当する例」をよく確認してください。（施工管理における専門工事、官公庁等における建築行政、建築に関するセールスエンジニア等は、建築実務として認められる期間と認められない期間があります。）